

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月28日

越知町長 小田 保行

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

越知町全域

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年2月28日

### 3 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### 経営体数

法人 2 経営体

個人 33 経営体

### 4 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

### 5 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用のうえ中心経営体への集積を図る。

### 6 地域農業の将来のあり方

露地野菜生産中心の土地利用型農業が盛んな地域では生産組織の法人化をめざしブランドの確立を図る。

町の基幹作物として栽培されるようになった生薬については今後も大手製薬企業との契約栽培を継続し、農家の安定した収入をめざすよう町、組織を中心に進める。

農家の高齢化等により耕作できなくなった農地については、農地中間管理機構などを利用し、中心となる経営体へ農地を集積する。

農産物の加工等を行い高付加価値化を推進する。

青年就農給付金や各種支援事業を活用し、新規就農者を増やすことにより越知町の農業を守っていく。

新規就農者を農業の担い手として周りの農家が協力し、育てていく。